

やまがた緑環境税の評価・検証について【概要版】

第1 やまがた緑環境税の現行制度の概要等（やまがた緑環境税条例（平成18年山形県条例第60号））

目的：	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し県税条例の特例を定める。
導入時期：	平成19年4月
納税義務者：	県内に住所等を有する個人、事業所等を有する法人
課税方式：	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
超過税額：	個人 年間1,000円、法人 法人県民税均等割の10%（資本金に応じて2,000円～80,000円）
税収：	毎年度、概ね6億7千万円前後で推移し、H29～R3の5年間の税収見込みは約33億円

◇ 評価・検証の必要性

条例により、「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とこととされている。

〔やまがた緑環境税条例附則第7項〕

前回の検討→時期H28、期間H29からR3

第2 やまがた緑環境税を活用した取組みの成果と課題（P5～）

現行（H29～R3）		
施策の柱	成果	課題
I 環境保全を重視した森林施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> H29～R2年度の整備実績4,444haで、目標達成率96%と概ね計画通り進捗 	<ul style="list-style-type: none"> これまでも整備を着実に進めて来たが、荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林が依然として多く存在
II みどり豊かな森林環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 毎年約4万5千人前後の県民が森づくり活動に参加 やまがたの森に取り組み企業数の増加 緩衝林帯の整備により野生動物との共存に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動団体数の拡大と活性化 森づくり活動のサポート体制の充実 野生鳥獣の管理体制の強化
III 豊かなみどりを守り育む意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> やまがた木育推進方針の策定 やまがたの森の感謝祭等のイベントにより多くの県民が森づくり活動を体験 	<ul style="list-style-type: none"> 木育を一層推進するための実施体制の強化 幅広い年齢層を対象とした森に親しむ環境づくり 前回検討時に比べて認知度が低下

第3 近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化等（P24～）

- 国による新たな施策の創設
 - 森林経営管理制度の導入
 - 森林環境税・森林環境譲与税の創設
- 社会経済情勢の変化
 - SDGsの関心の高まり
 - カーボンニュートラル社会の構築
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大
- 森林を取り巻く情勢の変化
 - 自然災害の多発
 - 野生鳥獣による森林被害の懸念

第4 やまがた緑環境税についての県民アンケート結果（P28～）

県政アンケートで6割強がやまがた緑環境税を認知していない

県内の30市町村のほか個人、法人の約8割がやまがた緑環境税の継続に賛成

個人の約6割、法人の約5割、市町村の約7割が現在の税額に賛成

（抜粋）R2県政アンケート

- 負担していることも趣旨も知っていた
- 負担していることは知っていたが趣旨は知らなかった
- 負担していることも趣旨も知らなかった
- 無回答

第5 やまがた緑環境税評価・検証委員会における意見（P32～）

- 荒廃のおそれのある森林はまだ約12万ha残っており、引き続きやまがた緑環境税を活用して森林整備を継続するべき。
- 市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備の進捗状況を踏まえ、やまがた緑環境税活用事業の見直しを行っていくべき。
- 団体や市町村の活動は、補助金が現状に合せ各方面に適量ずつ配分され、様々な取組みが実践されていることから評価できる。
- 野生動物との共生を前提とした、森林整備等による棲み分けの対策を継続するべき。
- やまがた木育は今後ますます重要になってくる。
- やまがた木育は拠点施設や教育機関の充実を図っていくべき。
- 県民みんなで支える森づくりに繋がるよう広報を強化すべき。
- 認知度の低い年齢層にターゲットを絞って広報媒体を検討するべき。

第6 やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について（P34～）

【ハード事業】 R8年度までは現在の事業スキームを継続。今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行う。ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、国庫補助事業又は森林環境譲与税による整備対象森林となり得ることから、荒廃森林緊急整備事業の対象地から除外する。

【ソフト事業】 R8年度までは現在の事業スキームを継続。市町村による森林環境譲与税の活用は、森林整備が優先されることから、やまがた緑環境税による森づくり活動、やまがた木育やみどりを育む意識の醸成を引続き実施する。

第7 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方（R4からR8）（P36～）

○やまがた緑環境税制度のあり方

- 制度の継続：
 - H29年度から取り組んでいる基本方向を継続し、新たな社会情勢の変化等に対応した事業を拡充
 - H29年度からR8年度までの10カ年計画は継続
- 税額・税率：現状を維持

○活用施策のあり方 施策の柱 I 環境保全を重視した森林施策の展開（P38）

- 環境保全を重視した森林整備の推進
 - 荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の整備
 - 市町村が「森林経営管理制度」に基づく経営管理権を設定する森林は当事業の対象から除外【要件追加】
- 森林資源の循環利用の促進
 - 森林資源の循環利用に向けた主伐後の再造林の推進
 - 再造林及びその後の保育に対する森林所有者の経費負担を軽減するため、再造林に対し支援【継続】
 - 森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援
 - 間伐材や林地残材の有効利用を促進するため、搬出経費に対し支援【継続】
 - ナラ枯れの被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進
 - ナラ枯れ被害地域の再拡大を防ぐため、ナラ枯れ被害木等の搬出経費に対し支援【継続】

《10カ年計画目標：11,600ha》

○活用施策のあり方 施策の柱 II みどり豊かな森林環境づくりの推進（P38～39）

- 県民参加の森づくりの推進
 - 地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動を推進
 - 紳の森企業等による交流会を開催し新規企業の参入を推進するとともに自主的に活動できる企業を増加【拡充】
 - コロナ禍における森づくり活動への支援【継続】
 - 県民参加の森づくりを支える支援体制の充実
- 自然環境保全対策の推進
 - 野生動植物生息・生育調査の充実や希少野生生物の生息環境保全等の推進
 - ニホンジカの管理体制の強化、食害等のモニタリング調査の本格実施、貴重な森林資源の更新手法の検討【拡充】
 - 野生動物管理対策の担い手となる人材の確保・育成等の推進

《10カ年計画目標：森づくり活動等への参加者数70,000人》

○活用施策のあり方 施策の柱 III 豊かなみどりを守り育む意識の醸成（P39～）

- 森林・自然環境学習等の推進
 - 幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進
 - 「やまがた木育」の充実【拡充】
 - 各県民の森の機能拡充、木育体験イベントや地域産材を活かした木製品等を活用することで、森や木に触れる機会を創出
 - 県民参加の森づくりや森林・自然環境学習を充実するため、森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進
- みどりを育む意識の醸成
 - 森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進
 - やまがた森の感謝祭のリニューアル【見直し】
 - やまがた森の感謝祭を従来の式典型から、森林内での本格的な植樹を中心とした体験型に転換
 - 森の感謝祭の会場を森林体験活動や森林環境学習の場として活用し、緑の少年団等のみどりを育む意識の醸成
 - 年間をとおした植樹活動の展開【継続】
 - みどりを育む意識の醸成
 - ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発による認知度の向上【拡充】
- やまがた緑環境税の評価・検証等
 - やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知

《10カ年計画目標：認知度50%》
（県政アンケート）